

個人の方が上場株式等を売却した場合の

株式等譲渡益課税について

譲渡益

税率10%

譲渡損

繰越控除

申告不要

特定口座

一般の口座での取引

特定口座での取引

年ごとに選択

簡易申告口座

源泉徴収口座

ご自分で年間の譲渡損益を計算
(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書)

証券会社が年間の譲渡損益を計算
(特定口座年間取引報告書)

選択

確定申告 (申告書B・第三表)

譲渡益 × 10 %
(所得税 7 %、住民税 3 %)

譲渡損 ⇒ 繰越控除
(3年間)

申告不要

平成15年4月

税 国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

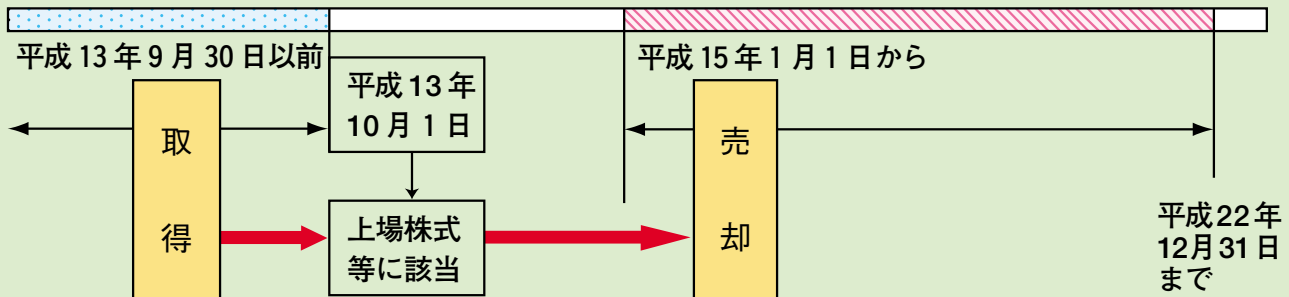
① 新しい制度の概要

1 上場株式等を売却した場合の軽減税率の特例

区 分		平成15年1月1日～ 平成19年12月31日	平成20年1月1日～
上場株式等	証券会社を通じた売却	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)
	上記以外の売却	26% (所得税20%、住民税6%)	
未 公 開 株 式 など			

2 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例

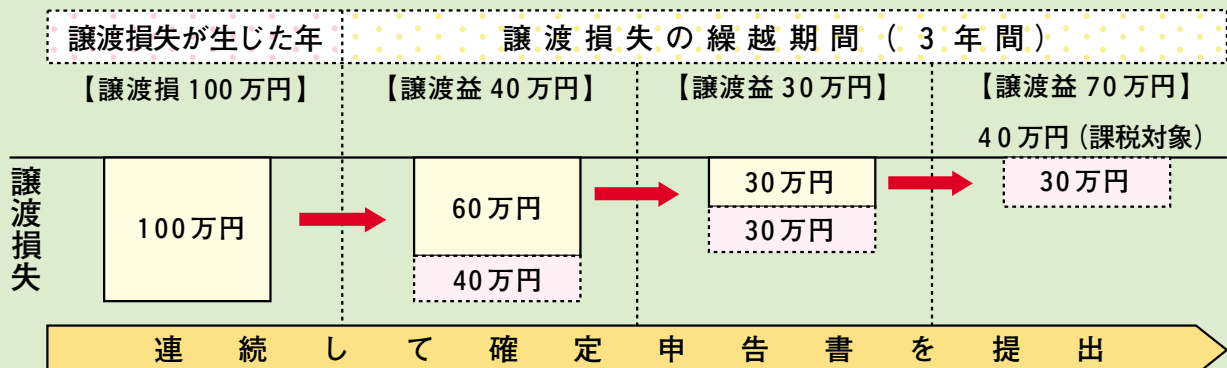
平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を売却した場合における収入金額から控除する取得費は、その上場株式等の実際の取得費と平成13年10月1日の終値の80%に相当する金額とを比較して、いずれか有利な方を選択することができます。



- ① 実際の取得費が分からない場合には、このパンフレットの最終面に記載のある方法など合理的な方法により確認した価額(取得価額)をもとに、取得費の金額を計算することができます。
- ② この特例を受ける際の平成13年10月1日の終値は、国税庁ホームページの「平成13年10月1日における上場株式等の株価一覧表」(<http://www.nta.go.jp/category/kabushiki/minashi/01.htm>)で確認することができます。

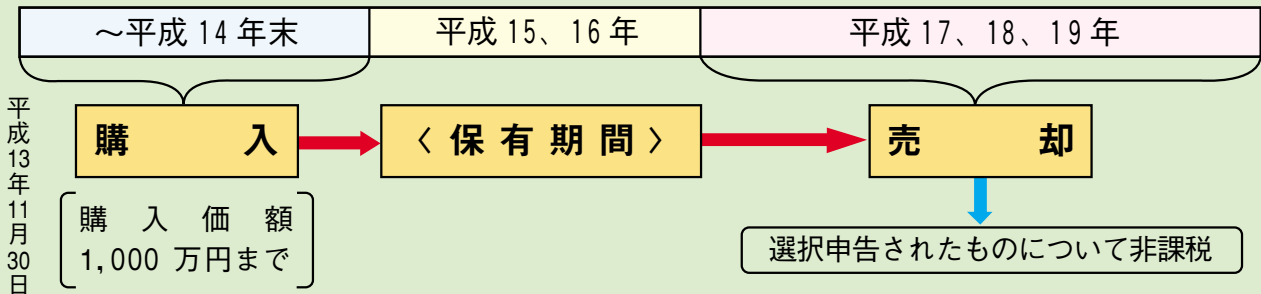
3 上場株式等の譲渡損失の繰越控除

平成15年1月1日以後に上場株式等を証券会社を通じて売却したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。



4 購入価額 1,000万円までの非課税の特例

平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの間に証券会社を通じて売却した場合、選択により、その購入価額が1,000万円に達するまでのものに係る売却による所得は非課税となります。



※ この非課税の特例の適用を受けるためには、確定申告時に購入価額を証明する書類の添付がある「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出する必要があります。

5 特定口座制度

証券会社に**特定口座**を開設した場合に、その**特定口座内**における**上場株式等の売却**による所得の金額については、**他の株式等の売却による所得と区分して計算**することができます。**この計算は証券会社が行い**、証券会社から送られてくる**特定口座年間取引報告書**により、**簡便に申告(簡易申告口座)**を行うことができます。

また、**特定口座内で生じる所得**に対して**源泉徴収**することを**選択(源泉徴収口座)**した場合には、その**特定口座内**における上場株式等の売却による所得は**申告不要**とすることができます。

《上場株式等の区分》		特定口座での取得価額の取扱い			
		5.1.1	13.9.30	(特定口座の開始) 15.1.1 15.12.31	
特定口座を通じて取得				実際の取得価額	
他の特定口座から移管				他の特定口座での実際の取得価額	
※1	その証券会社で取得し、取得時より保護預りを継続	【平成13年10月1日の終値の80%】又は【実際の取得価額】		実際の取得価額	
	その証券会社に平成13年9月末までに持込み、保護預りを継続	平成13年10月1日の終値の80%			
※2	自宅などで保管している株式(いわゆるタンス株)	【実際の取得価額(※3)】又は【平成13年10月1日の終値の80%】			

- ※1 これらの上場株式等については、平成15年12月末までに特定口座を開設する際に限り、移管することができます。
- 2 この上場株式等については、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間に限り、特定口座(既開設のもの可)に受け入れることができます。
- 3 この場合の実際の取得価額は、証券会社が確認した取引報告書などの金額又は株券裏面などの名義書換日における終値に相当する金額のいずれかとなります。

○ 源泉徴収の税率

15.1.1~15.3.31	15.4.1~15.12.31	16.1.1~19.12.31	20.1.1~
所得税 15% (※1) (住民税 3% (※2))	所得税 7% (※1) (住民税 3% (※2))	所得税 7% 住民税 3%	所得税 15% 住民税 5%

- ※1 平成15年分の所得税については、年間通算所得金額の7%となるように年末に調整されます。
- 2 平成16年度分の住民税については、源泉徴収方式によらず、賦課徴収されます。

② 株式等の売却による所得金額の計算

株式等の売却による所得金額は、次のように計算します。

$$\text{売却価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{売却による所得金額}$$

ポイント

取得費

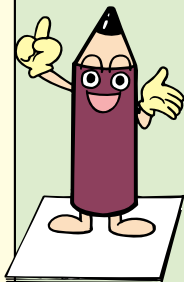
株式等の取得費は、その購入価額(購入手数料等を含みます。)となりますが、**同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合には、次のように加重平均した1株当たりの金額に売却株数を乗じて計算した金額が、その取得費の金額となります。**

【取得費の計算の具体例】

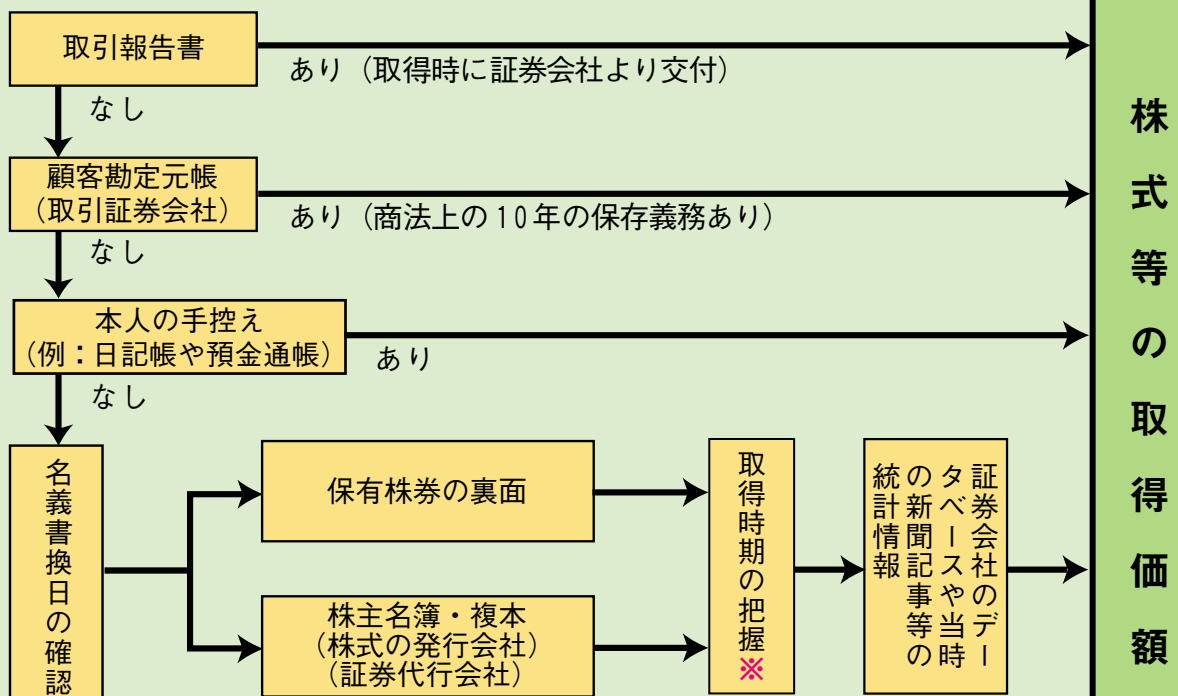
- ① 平成 15 年 4 月 購入 1,000 株 100 万円 (取得価額)
- ② 平成 15 年 8 月 購入 2,000 株 230 万円 (取得価額)

$$\frac{100 \text{ 万円} + 230 \text{ 万円}}{1,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株}} = 1,100 \text{ 円 (1 株当たりの金額)}$$

$$1,100 \text{ 円} \times \text{売却株数} = \text{取得費の金額}$$



株式等の取得価額の確認方法



※ 名義書換の日をもって取得時期として差し支えありません。

詳しくは、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご覧ください。
 なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。